

川越市教育大綱

令和 3 年 3 月

川越市

川越市民憲章

(昭和 5 7 年 1 2 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



○策定にあたって



近年、少子高齢化の進行やグローバル化、急速な技術革新の進展など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした社会の転換期を乗り越えて、豊かな人生を生き抜くための力を身に付ける上で、教育の果たす役割はますます重要となっています。

折しも、本市は令和4年に市制施行100周年を迎え、これまで先人が培ってきた歴史や文化をわが市の誇りある財産として受け継ぐとともに、次の100年へ向けて大きく羽ばたく節目となります。

将来にわたって活力に満ちた川越市とする上で必要なまちづくりは、人づくりでもあります。人がまちに活気を生み、人がつながり、人が未来を切り拓くことが、希望あふれるまちをつくり上げていきます。

教育は、一人ひとりの力や可能性を引き出す大きな力を持っています。未来の川越を担う子どもたちが、地域社会の中で育まれ、夢や希望に向かって、力強く社会を生き抜く力を身に付けられるように努めるとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて学びを深めることができる場を整えることで、本市の人づくりが豊かなものとなるよう教育委員会と連携し川越市の教育を推進してまいります。

令和3年3月

川越市長 川 合 善 明

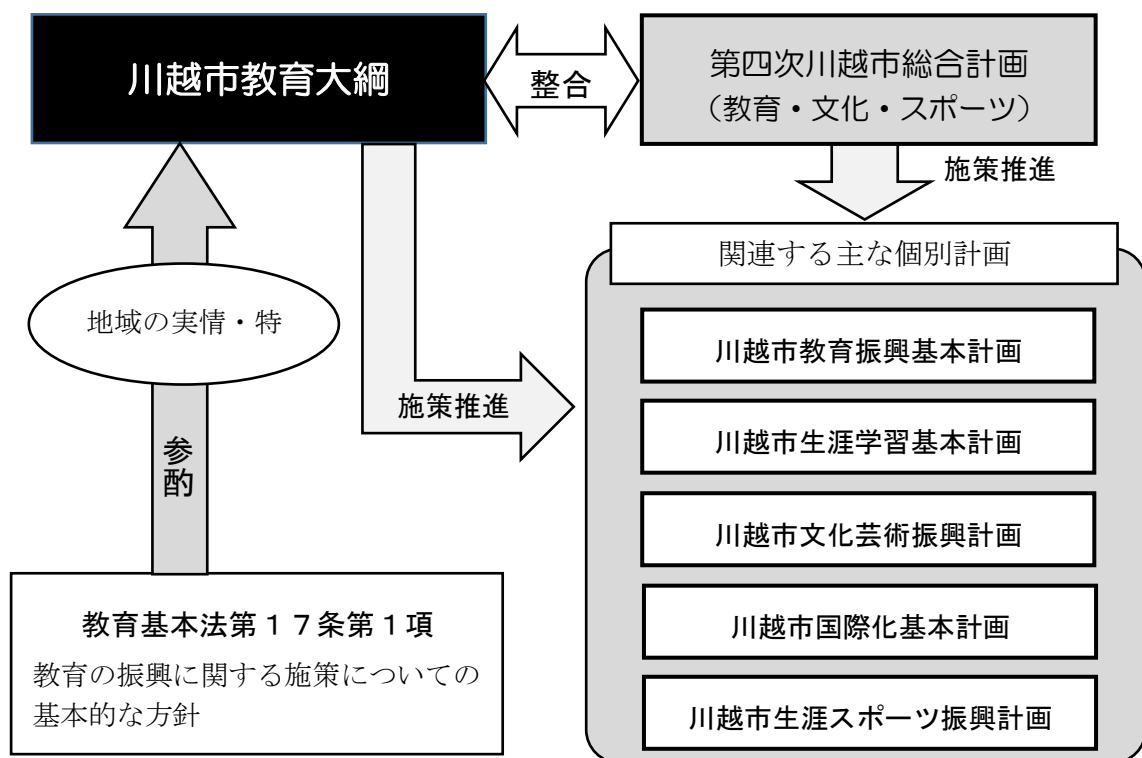
○策定の趣旨

教育大綱は、平成２７年４月１日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３の規定に基づくものであり、教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

この度、平成２７年度に策定した川越市教育大綱の期間が終了することから、本市のさらなる教育行政の充実を目指し、令和３年度を始期とする新たな教育大綱を策定いたします。

○策定の考え方

新しい教育大綱では、改めて大綱としての位置付けを踏まえることにより、本市の最上位計画である第四次川越市総合計画（基本構想）における教育・文化・スポーツに関する施策の大綱との整合を図るものとし、その施策の推進においては、川越市教育振興基本計画や川越市生涯学習基本計画などの各個別計画によって取り組むものとします。



○大綱の期間

この大綱の期間は令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

○基本理念

本大綱における基本理念は、第四次川越市総合計画（基本構想）の教育・文化・スポーツにおける施策の大綱に基づき「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む川越市の教育」として定めます。

歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む 川越市の教育

本市には、先人から受け継いだ多くの歴史的遺産や伝統文化があります。その歴史・文化に触れ、込められた先人の想いを感じることは、郷土に対する愛着と誇りを生み、心豊かな人間性を育むとともに地域社会のつながりを生み出すものです。

また、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが学びあえる環境は、学びによる気付きやふれあいを通じて、支えあい、高めあう豊かな市民社会の形成をもたらすものです。

本市の財産である歴史・文化のもと、ともに学びあえる場を通じて、人を思いやり、お互いを尊重して、激しい時代の変化にあっても主体的に社会の形成へ参画する、豊かな心を育んでいくことを理念に、本市の教育による豊かな人づくりを推進します。

○施策の方針

第四次川越市総合計画との整合のもと、教育大綱の基本理念の実現を目指して、7つの施策の方針を定めます。

■ 1 生涯学習活動の推進

市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び続けられる生涯学習の環境づくりを推進します。また、学びを通じて地域や世代間のつながりを広げます。

■ 2 生きる力を育む教育の推進

児童生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心等が身に付く取組を推進します。また、幼児期の教育や保育と小学校の連携や、小学校と中学校間などと

の連携を図るとともに、きめ細かな生徒指導を充実させます。

■ 3 教育環境の整備・充実

社会状況の変化に応じた学校施設等の整備、小学校や中学校の適正規模化、通学区域の弾力化を図ります。また、学校給食の充実を図ります。

■ 4 文化芸術活動の充実

市民の文化芸術活動の支援や文化芸術に触れる機会づくりを推進し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実に努めます。

■ 5 文化財の保存・活用

本市が誇る文化財を保護し、次世代に継承します。また、伝統的建造物群保存地区等について、歴史的風致の維持、向上に努めます。

■ 6 多文化共生と国際交流・協力の推進

国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

■ 7 生涯スポーツの推進

スポーツ・レクリエーション大会の充実を図るとともに、地域の誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境整備に努めます。

○大綱の推進と進捗管理

川越市教育大綱に定めた7つの施策の方針に沿って、関連する個別計画によって具体的な施策を推進するとともに進捗管理を行います。また、その内容については、必要に応じて川越市総合教育会議において、確認することとします。